

【自主取組宣言】

私共カナダ設備ガス株式会社は、令和6年4月2日公布、同7月2日施行の液化石油ガス法（以下、「液石法」という。）の改正による法律の趣旨をよく理解し、その内容を実現するため、以下の対応に努めて参ります。

1・新たなガス供給先を獲得することを目的として次の方々に「特別（過大）な利益供与」を行うことはありません。

- 1）賃貸集合住宅（マンション、アパート等）の所有者等
- 2）上記住宅の賃貸、管理等を業務とされている方々
- 3）上記住宅の建設を行った事業者の方々等

逆に上記1）～3）の方々からガス供給権を条件に「特別（過大）な利益供与」を求められた場合には一切応じないことにします。

2・現在、弊社がガス供給を行っている、若しくは今後ガス供給を行うことになる賃貸集合住宅に入居を検討あるいは決定された方々に対し、賃貸借契約締結前に料金情報を提供することにします。

3・ガスの料金体系を3部制にします。（実施は令和7年4月2日）

従来、ガス料金は（基本料金＋従量料金）×消費税で請求させていただいていましたが、令和7年4月2日以降以下の方式に変更させていただきます。

（基本料金＋従量料金＋設備料金）×消費税

基本料金・・・ガスの使用量に関係なく発生する料金添付

（保安全管理、法定点検調査費等の固定管理費）

従量料金・・・ガスの使用量に応じて発生する料金（原料費、配送費等）

※お客様のご使用量に応じて段階的に料金単価がお安くなります。

また、為替レートや仕入れ価格により変動するため、

定期的に料金の見直しを行っております。

設備料金・・・器具等がガスを使用する際に用いるものの利用に応じて発生する料金

（ただし賃貸住宅は「0」「該当なし」と記載）

令和6年6月12日

事業者名 カナダ設備ガス株式会社

代表者名 代表取締役 金田 共央